

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業

事業契約書（案）

平成 27 年 12 月

愛 知 県

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業
事業契約書（案）

- 1 事業名 愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業
- 2 事業場所 名古屋市北区辻町字流7番6
- 3 契約期間 自契約成立日 至平成46年3月31日
- 4 契約金額 金_____円
（うち消費税及び地方消費税 金_____円）
「うち消費税及び地方消費税」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。
契約金額の内訳については、別表のとおりとする。
- 5 契約保証金 添付の約款に定めるとおりとする。
- 6 契約条件 添付の約款に定めるとおりとする。

上記の事業について、発注者と事業者とは、対等な立場における合意に基づいて、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）及び添付の約款の定めるところにより、この契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成●年●月●日

発注者（甲） 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
氏名 愛知県知事 大村秀章 ㊟

事業者（乙） 住所
氏名 ㊟

別表 契約金額の内訳

(1) 「施設整備費相当分」

① 「新本館・研究棟等」の設計・建設業務の対価に係る契約金額（「サービス購入料A」）
金 円

（うち消費税及び地方消費税 円）

② 「新外構施設等」の設計・建設業務の対価に係る契約金額（「サービス購入料B」）
金 円

（うち消費税及び地方消費税 円）

ただし、上記①及び②について約款の定めるところにより金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

(2) 「維持管理費相当分」

① 維持管理業務の対価に係る契約金額（「サービス購入料C」）
金 円

（うち消費税及び地方消費税 円）

ただし、上記①について約款の定めるところにより金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業契約約款

目 次

第1章	総則	1
	第1条 (総則)	1
	第2条 (目的)	1
	第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
	第4条 (用語の定義)	1
	第5条 (「本事業」の概要)	4
	第6条 (事業日程)	4
	第7条 (事業の留意点)	4
	第8条 (事業者の資金調達)	5
	第9条 (履行の保証)	5
	第10条 (行政手続)	5
	第11条 (要求水準の変更)	6
	第12条 (その他)	6
第2章	「本事業」の場所	6
	第13条 (事業場所)	6
	第14条 (事業場所の利用)	6
第3章	「本施設」の設計等	7
	第15条 (「本施設」の設計)	7
	第16条 (事前調査)	7
	第17条 (第三者による実施)	7
	第18条 (設計業務に係る留意事項)	8
	第19条 (設計の完了)	8
	第20条 (設計の変更)	8
	第21条 (住民への説明)	9
第4章	「本施設」の建設等	9
	第1節 総則	9
	第22条 (「本施設」の建設)	9
	第23条 (施工計画書等)	10
	第24条 (第三者による実施 (建設工事))	10
	第25条 (建設場所等の管理)	10
	第26条 (「解体・撤去施設」の解体・撤去等の実施)	10
	第27条 (建設に伴う各種調査)	11
	第28条 (他の工事との調整)	11
	第29条 (建設に伴う近隣調整)	11
	第30条 (「施設備品」の設置)	12
	第2節 甲による確認	12
	第31条 (甲の説明要求等)	12
	第32条 (中間検査)	12
	第33条 (乙のモニタリング)	13
	第3節 工事の完了等	13

第34条	（乙の完成検査）	13
第35条	（甲の完工確認）	13
第36条	（甲による完工確認の通知）	14
第4節	工期の変更等	14
第37条	（工期の変更等）	14
第38条	（工期の変更等に係る費用負担）	14
第5節	損害の発生等	14
第39条	（第三者に対する損害賠償）	14
第40条	（「不可抗力」による損害）	15
第5章	「新施設」の引渡し	15
第41条	（所有権の移転）	15
第42条	（引渡しの遅延）	15
第43条	（かし担保）	16
第44条	（完了検査）	16
第6章	「本施設」の維持管理	16
第1節	総則	16
第45条	（総括責任者及び業務責任者）	17
第46条	（「維持管理業務仕様書」）	17
第47条	（「維持管理業務計画書」）	17
第48条	（仕様書及び計画書の見直し等）	17
第49条	（従事職員）	17
第50条	（見学者対応等）	17
第51条	（近隣対策）	18
第52条	（非常時又は緊急時の対応等）	18
第53条	（第三者による実施）	18
第54条	（第三者に及ぼした損害等）	18
第55条	（自己モニタリング）	19
第56条	（甲によるモニタリング）	19
第57条	（「業務報告書」の提出）	19
第58条	（個人情報の取扱い）	19
第2節	「本施設」の維持管理	19
第59条	（維持管理の実施）	19
第60条	（修繕計画書）	20
第61条	（「本施設」の修繕）	20
第7章	「サービス購入料」の支払	20
第62条	（「サービス購入料」の支払）	20
第63条	（「サービス購入料」の支払手続）	20
第64条	（「サービス購入料」の改定）	21
第65条	（是正及び違約金）	21
第66条	（違約金の納付方法）	21
第67条	（「サービス購入料」の返還）	21
第68条	（特別措置等による「サービス購入料」の減額）	22

第 8 章	契約期間及び契約の終了	22
	第69条 (契約期間)	22
	第70条 (期間満了時の「本施設」の状態)	22
	第71条 (その他の契約終了時の事務)	22
	第72条 (甲の事由による解除権)	22
	第73条 (乙の事由による解除権)	23
	第74条 («法令等」の変更又は「不可抗力」の場合の解除権)	23
	第75条 (甲の債務不履行による解除等)	23
	第76条 (引渡し前の解除の効力)	23
	第77条 (引渡し後の解除の効力)	24
	第78条 (違約金等)	24
	第79条 (保全義務)	25
	第80条 (関係書類の引渡し等)	25
第 9 章	「法令等」の変更	25
	第81条 (通知等)	25
	第82条 (協議及び追加的な費用の負担等)	26
第 10 章	「不可抗力」	26
	第83条 (通知の付与)	26
	第84条 (協議及び追加的な費用の負担等)	26
	第85条 («不可抗力」への対応)	27
第 11 章	保険	27
	第86条 (保険加入義務)	27
第 12 章	その他	27
	第87条 (乙の権利義務の譲渡)	27
	第88条 (乙の兼業禁止)	27
	第89条 (経営状況の報告)	27
	第90条 (遅延利息)	28
	第91条 (守秘義務)	28
	第92条 (著作権の帰属等)	28
	第93条 (著作権等の利用等)	28
	第94条 (著作権等の譲渡禁止)	29
	第95条 (著作権の侵害防止)	29
	第96条 (工業所有権)	29
第 13 章	協議会	29
	第97条 (協議会の設置)	29
第 14 章	雑則	30
	第98条 (甲の支払)	30
	第99条 (疑義に関する協議)	30
	第100条 (裁判管轄)	30
別紙 1	事業場所 (第 13 条関係)	31
別紙 2	事業日程 (第 4 条、第 6 条、第 19 条関係)	32
別紙 3	事業概要 (第 4 条、第 5 条関係)	33

別紙 4 「設計図書」及び「完成図書」（第 4 条関係）	34
別紙 5 保証書の様式（第 43 条関係）	39
別紙 6 モニタリング及び違約金等（第 56 条、第 65 条、第 67 条、第 73 条関係）	41
別紙 7 「サービス購入料」の支払（第 4 条、第 9 条、第 62 条、第 63 条関係）	44
別紙 8 「サービス購入料」の改定方法（第 64 条関係）	48
別紙 9 法令変更による追加的な費用の負担（第 20 条、第 42 条、第 82 条関係）	51
別紙 10 「不可抗力」による損害及び追加的な費用の負担割合（第 20 条、第 40 条、第 42 条、第 84 条関係）	52
別紙 11 乙等が加入すべき保険（第 86 条関係）	53

第1章 総則

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約（この約款に基づき、甲と乙が「本事業」の実施に関して締結する契約をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の「法令等」を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し「本事業」を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とするものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、「本事業」が公共性を有することを十分理解し、本契約の履行に当たって、その趣旨を尊重する。

2 甲は、「本事業」に係る業務が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき「民間事業者」によって実施されることを十分理解し、本契約の履行に当たってその趣旨を尊重するものとする。

(用語の定義)

第4条 本約款において用いられる次の各号に掲げる引用符付きの語句は、本契約中に特に明示されているものを除き、それぞれ当該各号に定められた意味を有するものとする。

- (1) 「維持管理期間」とは、「供用開始日」から、本契約の終了までの期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、「本施設」の維持管理に関する、「要求水準書」に規定される次の業務をいう。
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 施設備品保守管理業務
 - エ 清掃業務
 - オ 保安警備業務
 - カ 植栽維持管理業務
 - キ 外構施設保守管理業務
 - ク その他これらを実施するうえで必要な関連業務
- (3) 「維持管理業務計画書」とは、乙が第47条により作成し、甲に提出した年間業務計画書で、乙が「維持管理業務」を実施している当該「事業年度」に係るものをいう。
- (4) 「維持管理業務仕様書」とは、第46条第1項に従い乙が作成し、甲に提出した、「維持管理業務」に係る業務仕様書（同条第2項による変更を含む。）をいう。
- (5) 「維持管理業務要求水準」とは、「要求水準書」（「民間事業者提案」に規定された業務の水準が上回る部分については、「民間事業者提案」による。）に規定された乙が「維持管理業

- 務」を実施するに当たり満たすべき業務の仕様及び水準をいう。
- (6) 「維持管理費相当分」とは、「サービス購入料C」をいう。
 - (7) 「解体・撤去施設」とは、別紙3第1項において、建替え及び撤去を行う施設として特定されている「既設施設」をいう。
 - (8) 「完成図書」とは、別紙4第3項に定める図書をいう。
 - (9) 「完成予定日」とは、別紙2に規定される完成予定日をいう。
 - (10) 「既設施設」とは、別紙3第1項において特定されている施設のうち、新設を行う施設として特定されている施設を除く施設及び既設の外構施設をいう。
 - (11) 「基本協定」とは、甲と「民間事業者」が平成●年●月●日付で締結した、「本事業」に関する基本協定をいう。
 - (12) 「業務報告書」とは、乙が「要求水準書」に従って甲に提出すべき維持管理業務に関する報告書をいう。
 - (13) 「供用開始日」とは、「新本館・研究棟等」に係る「引渡予定日」以後の日で、甲が乙と協議のうえ定める日をいう。
 - (14) 「計画修繕」とは、第60条に基づきあらかじめ乙が提出し、甲が承認した長期修繕計画に定める修繕で、「本施設」の計画的な修繕をいう。
 - (15) 「建設工事」とは、別紙3第2項(1)に規定される建設工事をいう。
 - (16) 「建設を担当する構成員等」とは、「基本協定」において建設業務を請け負う者として規定されている●をいう。
 - (17) 「建設企業」とは、第24条に従い、乙から直接「建設工事」を請け負う者をいう。
 - (18) 「工事監理企業」とは、甲から「建設工事」の工事監理の業務委託を受ける者をいう。
 - (19) 「サービス購入料」とは、乙が本契約を履行し、甲に「新施設」の所有権を移転し、その他役務の提供等を行った対価として甲が乙に対し第62条に基づき支払う金額をいう。
 - (20) 「サービス購入料A」とは、別紙7第1項に規定される「サービス購入料」のうちサービス購入料Aをいう。
 - (21) 「サービス購入料B」とは、別紙7第1項に規定される「サービス購入料」のうちサービス購入料Bをいう。
 - (22) 「サービス購入料C」とは、別紙7第1項に規定される「サービス購入料」のうちサービス購入料Cをいう。
 - (23) 「事業年度」とは、本契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう(但し、初年度は、本契約の締結日から平成29年3月31日までの期間をいう。)
 - (24) 「施設整備費相当分」とは、「サービス購入料A」と「サービス購入料B」の合計額をいう。
 - (25) 「施設備品」とは、乙が調達し、「新施設」に設置する施設に付随する備品をいう。
 - (26) 「施設備品台帳」とは、「施設備品」の管理のために、乙が本契約及び「要求水準書」に従い作成すべき「施設備品」の台帳をいう。
 - (27) 「事前調査業務」とは、「本施設」の設計及び「建設工事」に必要な事前調査の実施をいう。
 - (28) 「新外構施設等」とは、「新本館・研究棟等」を除く「新施設」をいう。
 - (29) 「新施設」とは、別紙3第1項において、建替え及び新設を行う施設として特定されている施設並びに外構施設(外構工事の対象となる外構施設をいい、盛替工事を含む。以下同

じ。)をいう。

- (30) 「新本館・研究棟等」とは、「新施設」のうち、本館・研究棟、排水処理棟、特定屋内貯蔵所及び受水槽ポンプ室並びにかかる施設の建設工事に伴う外構施設をいう。
- (31) 「成果物」とは、「設計図書」、「完成図書」及びその他本契約、「要求水準書」等に基づき、又はその他本契約の履行に関し作成され、乙が甲に提供した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (32) 「設計企業」とは、第 17 条に従い、乙から直接「本施設」の設計及び「事前調査業務」の業務委託を受ける者をいう。
- (33) 「設計・建設期間」とは、本契約の締結日から、別紙 2 に規定される「新外構施設等」に係る「引渡予定日」までの期間をいう。
- (34) 「設計図書」とは、別紙 4 第 2 項に定める図書をいい、甲及び「工事監理企業」の確認を受けた「既設施設」の耐震改修設計図書、「新施設」の実設計図書及び「解体・撤去施設」の取壊し設計図書（それぞれ乙が本契約の規定により変更したものを含む。）又はそのいずれかをいう。
- (35) 「設計変更」とは、第 19 条第 1 項又は第 3 項に基づき承諾された「設計図書」の変更並びに「入札説明書等」で定めた「本施設」の設計条件の追加及び変更をいう。
- (36) 「設計を担当する構成員等」とは、「基本協定」において「本施設」の設計を担当する者として規定されている●をいう。
- (37) 「入札説明書等」とは、甲が「本事業」の入札手続において配布した資料のうち事業契約書（案）及び質問回答のうち事業契約書（案）に関するものを除いた一切の資料をいう。
- (38) 「引渡予定日」とは、別紙 2 に規定される日又は本契約に基づいて変更された場合には変更された日をいう。
- (39) 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な現象（但し、「本施設」の利用者、来訪者、来訪者等の故意、過失によるものを除く。）であって、甲及び乙のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見出来てもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。

なお、「不可抗力」の具体例としては以下のとおり。

(イ) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。但し、設計基準等が事前に定められたものについては、当該基準を超える場合とする。

(ロ) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(ハ) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼、類壊、放火、第三者の故意及び過失等。

- (40) 「法令等」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号の法令及び第 6 号の行政指導をいう。
- (41) 「本施設」とは、別紙 3 第 1 項において特定される施設及び外構施設を含む事業敷地全体をいう。同項において建替えを行うとして特定されている施設については、建替え前は「既

設施設」、建替え後は「新施設」を意味する。

(42) 「本件土地」とは、第 13 条に規定する「本事業」の実施場所となる土地をいう。

(43) 「本事業」とは、甲の愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業をいう。

(44) 「民間事業者」とは、「本事業」の入札手続において応募し落札者として選定された、●を代表企業とし、●及び●を構成員とし、●及び●を協力会社とする●グループをいう。

(45) 「民間事業者提案」とは、「民間事業者」が「本事業」の入札手続において甲に提出した入札提出書類、及び本契約の締結までに提出したその他一切の資料をいう。

(46) 「要求水準書」とは、甲が「本事業」の入札において平成 27 年 12 月 25 日付で公表した愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業要求水準書及び「入札説明書等」に関する質問回答のうち「要求水準書」に関するものをいう。

(「本事業」の概要)

第5条 「本事業」は、「本施設」の設計、「建設工事」及び解体・撤去、「新施設」の所有権移転、「本施設」の維持管理及びこれらに付随し、関連する一切の事業により構成される。乙が実施すべき事業の概要は別紙 3 のとおりとする。

2 乙は、本契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」に従って本契約上の業務を遂行しなければならない。

3 本契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」の規定に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」の順にその適用及び解釈が優先する。なお、本契約の解釈については、甲が「本事業」の入札手続において公表した、平成 27 年 12 月 25 日付の「入札説明書等」に関する質問への回答のうち、事業契約書（案）に関する質問への回答として示したところによる。

4 「入札説明書等」の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存する場合には、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

5 別紙 3 に規定する設計業務及び建設業務の実施について、本契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」に定めのない内容は、甲が適当と判断した場合には、愛知県建築設計業務委託契約約款及び愛知県公共工事請負契約約款（建築工事用）の定めに準じるものとする。

6 乙は、「本施設」について、第 41 条に基づく甲への譲渡を除き、譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

(事業日程)

第6条 「本事業」は、別紙 2 として添付する事業日程表に従って実施される。

(事業の留意点)

第7条 乙は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係する「法令等」の規定に適合するよう本契約の業務を実施しなければならない。

2 乙は、本契約を履行するにあたり、「要求水準書」に記載の「本事業」の事業目的を理解し、「要求水準書」記載の施設整備の目標を具体化しなければならない。

3 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、本契約を履行し、その業務を実施しなければならない。

(事業者の資金調達)

第8条 乙による本契約に基づく業務の実施に関連する一切の費用は、別途本契約に定めるものを除き、すべて乙が負担し、また乙の業務の実施に必要な乙の資金調達は乙が自己の責任において行う。但し、甲の協力が必要な場合は、甲は可能な限りその協力をを行う。

(履行の保証)

第9条 乙は、別紙 3 に規定する設計業務及び建設業務に関し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、設計業務及び建設業務が完了するまでこれを維持しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 次のいずれかの方法での本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - ① 乙が保険会社との間で甲を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結した上で、その締結後直ちにその保険証券を甲に寄託する方法
 - ② 乙が「建設企業」をして保険会社との間で甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた上で、その締結後直ちにその保険証券を甲に寄託する方法
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、別紙 7 に規定する「施設整備費相当分」のうち、別紙 3 第 2 項（1）に規定する設計業務及び建設業務費用（「新本館・研究棟等」の引渡しから供用開始までの維持管理に係る業務費用を除き、消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の合計額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 「施設整備費相当分」のうち、別紙 3 第 2 項（1）に規定する設計業務及び建設業務費用に変更があった場合には、保証の額が変更後の設計業務及び建設業務費用の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(行政手続)

第10条 乙は、自己の責任と費用により、建築基準法による確認申請など乙が本契約に基づく義務を履行するために必要な許認可を取得し、その他「法令等」に定める手続を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に定める手続については、甲に事前説明及び事後報告を行わなければならない。
- 3 乙は、甲の求めに応じ、甲の国庫補助金交付の申請手続及び会計検査等に必要な書類その他の資料の作成を補助するものとする。

(要求水準の変更)

第11条 甲は、次の各号に規定される場合、「要求水準書」に規定された要求水準を必要な範囲で変更することができるものとする。

- (1) 「法令等」の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 災害、事故及びその他の「不可抗力」により特別な業務内容が必要なとき、または業務内容を著しく変更したとき。
- (3) 甲の事由により乙の業務内容の変更が必要なとき。
- (4) 前各号のほか、甲が、乙の業務内容の変更を特に必要と認めたとき。

2 甲は、前項に従い「要求水準書」に規定された要求水準を変更しようとするときは、予め変更の内容及び変更の理由を書面で示して、乙と協議しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 甲は、前項の協議が調ったときは、当該協議の結果に従い、「要求水準書」に規定された要求水準を変更するものとする。また、必要に応じ、本契約の変更等を行うものとする。

4 甲は、第2項の協議が調わないときは、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。本契約の一部を解除するときは、甲及び乙は、解除に係る部分に相当する契約金額を本契約の契約金額から減額するための契約変更を行うものとし、本契約の全部を解除する場合は、第74条による解除があったものとして、第8章の規定を適用して本契約を終了するものとする。

(その他)

第12条 本契約に定める請求、通知、報告、承諾、確認、勧告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。また、本契約に関して甲と乙が協議を行った結果合意に至ったときでも、当該合意の内容を書面にした場合でなければ、当該合意は効力を生じないものとする。

- 2 本契約は、日本国の「法令等」に準拠する。
- 3 本契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、「設計図書」に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 6 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

第2章 「本事業」の場所

(事業場所)

第13条 「本事業」の事業場所である「本件土地」は名古屋市北区辻町字流7番6の土地とし、別紙1に示すとおりとする。

(事業場所の利用)

第14条 甲は、乙が「本施設」の「建設工事」の実施のために必要となるときまでに、本事業の実施に支障がないよう、乙に対して「本件土地」を使用させるものとする。

- 2 乙は、「本件土地」において「本施設」の整備に関する業務を実施しなければならない。但し、

業務の性質上、「本件土地」以外の場所で行う必要があるものについてはこの限りではない。

- 3 乙は、第三者に「本件土地」を使用又は収益させてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第3章 「本施設」の設計等

（「本施設」の設計）

第15条 乙は、本契約締結後速やかに、甲と協議の上、本契約、「入札説明書等」及び「民間事業者提案」に基づき設計業務を開始し、完成した「設計図書」を第19条第1項に従い甲に提出して確認を受けるものとする。

- 2 乙は、設計の着手に際し、設計業務計画書を作成し、甲の承諾を得なければならない。乙は、甲の承諾を受けた設計業務計画書に基づき設計を行わなければならない。
- 3 甲は、乙に対して「本施設」の設計の内容及び進捗状況に関して適宜説明又は報告を求めることができる。
- 4 乙は、前項により甲から説明又は報告の求めを受けたときには、速やかに対応しなければならない。また、必要に応じ、「設計企業」をして、甲に説明又は報告をさせなければならない。
- 5 甲は、前項により説明又は報告を受けたことを理由として、「本施設」の設計の全部又は一部について何ら責任を負担しない。

（事前調査）

第16条 乙は、本契約締結後すみやかに「事前調査業務」に係る調査業務計画書を作成して甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 2 乙は、本契約、「入札説明書等」、甲の確認を受けた調査業務計画書及び「民間事業者提案」に従い「事前調査業務」を実施しなければならない。
- 3 乙は、前項に従い実施した「事前調査業務」の結果を、速やかに、甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、「事前調査業務」により実施した調査の結果については全て責任を負うものとし、調査結果の誤り、調査計画の不適正等により生じる「本施設」の整備及び「維持管理業務」に関する費用の増加は全て乙が負担する。

（第三者による実施）

第17条 乙は、「本施設」の設計及び「事前調査業務」を「設計を担当する構成員等」に実施させなければならない。乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、「設計を担当する構成員等」以外の者に、「本施設」の設計業務を委託してはならない。

- 2 乙は、「設計企業」が「本施設」の設計及び「事前調査業務」の一部を「設計を担当する構成員等」以外の者に実施させる場合には、かかる設計又は「事前調査業務」の一部を実施する者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。「設計企業」から委託を受けた当該実施者がさらに別の者に委託をする場合も同様とする。
- 3 乙が「本施設」の設計及び「事前調査業務」の全部又は一部を「設計を担当する構成員等」及びその他の第三者（当該第三者から委託を受けて実施する者等を含む。本項において以下同様とする。）に実施させる場合には、すべて乙の責任において行うものとし、「本施設」の設計

及び「事前調査業務」に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負う。

(設計業務に係る留意事項)

第18条 乙は、設計業務の詳細及び範囲について甲と連絡を取り、十分に打ち合わせを行わなければならない。

- 2 乙は、「要求水準書」に従い、「本施設」の設計に必要な一切の申請及び手続き等をスケジュールに支障がないよう行わなければならない。
- 3 乙は、設計の進捗状況に応じて、作業の区分ごとに甲に「設計図書」を提供するなどの中間報告を行い、甲と十分な打ち合わせをしなければならない。
- 4 乙は、甲による国庫補助申請に伴う図面、概要書等の作成について、甲の要請に基づき自らの費用でこれに応じるなどの協力をしなければならない。

(設計の完了)

第19条 乙は、設計業務の完了後遅滞なく、「設計図書」を甲に提出し、その説明を行ったうえで、甲の確認を受けなければならない。提出後に設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、「設計図書」の提出は別紙2の日程表に従うものとする。

- 2 甲は、提出された「設計図書」が本契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおいて合意された事項に従っていない、又は提出された「設計図書」では本契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」若しくは甲と乙の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、乙と協議の上、乙の負担において修正することを求めることができる。
- 3 乙は、前項に基づく甲からの指摘により、又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに「設計図書」の修正を行い、修正点について甲に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 4 第2項及び第3項に規定する修正の結果、「本施設」の引渡しが遅延した場合には、第42条第7項の規定を適用する。

(設計の変更)

第20条 甲は、必要があると認める場合、乙に対して、「本施設」の「設計変更」を請求することができる。乙は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該「設計変更」の当否及び乙の「本事業」の実施に与える影響を検討したうえ、甲に対してその結果(当該「設計変更」による工期の変更の有無及び当該「設計変更」の「民間事業者提案」の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。)を通知するものとする。甲は、当該「設計変更」が工期の変更を伴わず、かつ「民間事業者提案」の範囲を逸脱しない場合、当該乙の検討結果を踏まえて当該「設計変更」の当否を最終的に決定したうえ、当該通知受領後当該決定に合理的に必要な日数内に、乙に対して通知するものとし、乙は、通知されたところにより「設計変更」を行うものとする。

- 2 乙は、必要があると認める場合、「設計変更」の必要性及びそれが乙の「本事業」の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を甲に対して通知し、かつ甲の事前の承諾を得たうえで、「本施設」の「設計変更」を行うことができる。但し、当該「設計変更」が甲の責めに帰すべき事由によるときは、「設計変更」の内容について協議したうえ、甲はこれを承諾するものとする。

- 3 前2項の定めるところにより「設計変更」が行われた場合で、当該「設計変更」により甲又は乙において損害、損失又は費用が発生したときは、甲及び乙は、その負担について、次の各号に定めるところに従うものとする。但し、当該「設計変更」により乙において「本事業」に要する費用の減少が生じたときは、甲は、乙と協議したうえ、「サービス購入料」の支払額を減額することができる。
- (1) 当該「設計変更」が甲の責めに帰すべき事由による場合、甲がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (2) 当該「設計変更」が乙の責めに帰すべき事由による場合、乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲が、乙と協議のうえでこれを定めるものとする。
 - (3) 当該「設計変更」が「本件土地」が「入札説明書等」に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の「建設工事」現場が一致しないことによる場合、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該「設計変更」が「法令等」の変更による場合、別紙9に定めるところにより、甲又は乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。なお、この場合、第81条及び第82条の規定は適用されない。
 - (5) 当該「設計変更」が「不可抗力」による事由に基づくものである場合、別紙10に定めるところにより、甲及び乙がこれを負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。なお、この場合、第83条及び第84条の規定は適用されない。
- 4 第1項の定めるところにより甲が乙に対して請求した「設計変更」又は第2項の定めるところにより乙が行おうとする「設計変更」が、工期の変更を伴い又は「民間事業者提案」の範囲を逸脱する場合、本契約の他の規定にかかわらず、甲は、乙との間において当該「設計変更」の当否、工期の変更の当否及び「引渡予定日」の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該「設計変更」等を行うことが合意されたときは、乙は、その合意されたところにより「設計変更」を行うものとする。但し、この場合における「引渡予定日」の遅延については、第42条の定めるところに従うものとする。
- 5 前項の協議においては、当該「設計変更」により甲又は乙において生ずる損害、損失又は費用の負担及び支払いの方法並びに当該「設計変更」により乙において生ずる「本事業」に要する費用の減少に伴う「サービス購入料」の減額についても合意することができる。但し、甲又は乙において生ずる損害、損失又は費用の負担については、第3項各号の定めるところに従うものとする。

(住民への説明)

第21条 乙は、甲が住民に向けて説明会を行うときは、自らの費用でこれに立会い、資料等を用いた説明に協力しなければならない。

第4章 「本施設」の建設等

第1節 総則

(「本施設」の建設)

第22条 乙は、本契約（本契約より提出した「設計図書」以外の図書を含む。以下同じ。）、「入札説明書等」、「設計図書」及び「民間事業者提案」に従い、「建設工事」を実施するものとする。

2 乙は、「建設工事」の開始に当たって、甲（「工事監理企業」を含む。以下、本章第1節乃至第3節（但し、第25条、第28条及び第29条を除く。）において同じ。）に事前に通知するものとする。

3 仮設、施工方法その他「本施設」を完成するために必要な一切の手段については、本契約、「入札説明書等」、「設計図書」又は「民間事業者提案」において特に規定されているもののほかは、乙が自己の責任において定めるものとする。

4 乙は、「建設工事」に必要な電力、ガス、水道等は自己の費用及び責任において調達しなければならない。

（施工計画書等）

第23条 乙は、「解体・撤去施設」の解体・撤去、「新施設」の建設工事その他の各「建設工事」のそれぞれについて、各工事の着工前に施工計画書を作成し、甲に対して提出してその承諾を受けなければならない。

2 乙は、建設期間中、工事現場に常に工事記録を整備しなければならない。

3 乙は、別途甲との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、甲に対して提出するものとする。

（第三者による実施（建設工事））

第24条 乙は、「建設工事」を「建設を担当する構成員等」に実施させなければならない。乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、「建設を担当する構成員等」以外の者に、「建設工事」の請負を発注してはならない。

2 乙は、「建設企業」が「建設工事」の一部を「建設を担当する構成員等」以外の者に実施させる場合には、かかる「建設工事」の一部を実施させる者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知しなければならない。「建設企業」から請け負った当該実施者がさらに別の者に請け負わせる場合も同様とする。

3 乙が「建設工事」の全部又は一部を「建設を担当する構成員等」及びその他の第三者（当該第三者から請け負いを受けて実施する者等を含む。本項において以下同様とする。）に実施させる場合には、すべて乙の責任において行うものとし、「建設工事」に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

（建設場所等の管理）

第25条 乙は、「建設工事」のために「本件土地」での作業を開始したときから、甲に「本施設」を引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって「本件土地」の管理を適切に行わなければならない。

2 乙は、「設計・建設期間」において、解体目的物及び建設中の「本施設」を善良な管理者として適切に管理し、第三者による無断立入り等を防止するための措置を取らなければならない。

（「解体・撤去施設」の解体・撤去等の実施）

第26条 乙は、次の各号に規定される「建設工事」をそれぞれ終了したときには、速やかに甲の確認を受けるものとし、甲の確認後、甲に工事完了届を提出しなければならない。

- (1) 仮設庁舎の「建設工事」（解体・撤去工事を含む。）
 - (2) 盛替工事
 - (3) 「既設施設」の改修及び耐震改修工事
 - (4) 「新本館・研究棟等」の建設工事に伴う「既設施設」の解体・撤去工事
 - (5) 「新外構施設等」の建設工事に伴う「既設施設」の解体・撤去工事
- 2 「既設施設」の現況が「入札説明書等」で示されたものと著しく異なるときは、甲と乙は協議のうえ、その取り扱いについて定めるものとする。協議により定められたところに従い乙が「建設工事」を実施する場合に、乙に追加的な費用が発生するときは当該追加的な費用は甲が負担するものとして、「サービス購入料A」及び「サービス購入料B」を増額するものとし、乙に費用の減少が生じたときは「サービス購入料A」及び「サービス購入料B」の支払額を減額する。

（建設に伴う各種調査）

第27条 乙は必要に応じて「本件土地」及び「本施設」の調査を実施し、その結果を調査終了後速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙が「本件土地」及び「本施設」に関して現地調査を行う場合は、自らの責任においてこれを行うものとする。

（他の工事との調整）

第28条 乙は、甲が実施する「本事業」に関連する備品等の搬入設置作業が乙の「建設工事」に密接に関連する場合、自己の責任及び費用において、必要な調整を行い、機器等の搬入及び設置に協力しなければならない。

（建設に伴う近隣調整）

第29条 本契約の契約締結日から「建設工事」の着工の日までの間に、乙は、自己の責任及び費用で近隣住民に対し事業計画（「本件土地」上に「本施設」が設置されること及びその他第5条第1項に定める事項の内容をいう。以下この条において同じ。）及び工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力しなければならない。但し、「本事業」の実施自体については、必要に応じ甲が住民説明を行うものとする。

- 2 乙は、前項の説明を行なうに際して、乙が実施する説明の方法、日時、内容及び結果について、甲に対して事前説明及び事後報告を行わなければならない。
- 3 乙は、自己の責任及び費用において、合理的に要求される範囲の近隣調整を行わなければならない。また、乙は、近隣調整の不調を理由として本契約上の義務の履行を免れることはできない。
- 4 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。この場合、甲は、事業計画を変更しない限り、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを乙が明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
- 5 前項の事業計画の変更により生じる費用は乙の負担とし、かつ甲に損害が生じるときは、こ

れを支払わなければならない。但し、前項の事業計画の変更が「本施設」の設置そのものに対する近隣等の反対による時又は甲が「入札説明書等」で定めた「本施設」の設計条件に直接起因するものであるときは、事業計画の変更により生じる費用及び乙に生じた損害は合理的な範囲で甲が負担するものとする。

- 6 近隣調整の結果、「本施設」の完成の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、速やかに、「完成予定日」及び「引渡予定日」を変更することができる。
- 7 近隣調整の結果乙に生じた費用（その結果「引渡予定日」が変更されたことによる追加的な費用も含む。）については、第5項但書の適用があるものを除き、全て乙が負担するものとする。

（「施設備品」の設置）

第30条 乙は、本契約、「入札説明書等」、「設計図書」及び「民間事業者提案」に従い、「施設備品」を設置し、「施設備品台帳」に記載しなければならない。

第2節 甲による確認

（甲の説明要求等）

第31条 乙は、甲が要請したときは、「建設工事」の事前説明及び事後報告を行うものとする。

- 2 甲は、「建設工事」が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」（甲と乙との打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）及び「民間事業者提案」に従い実施されていることを確認するために、乙に事前に通知した上で、乙あるいは「建設企業」に対して説明を求めることができるものとし、また、「本件土地」において「建設工事」の状況を乙又は「建設企業」の立会いの上確認することができるものとする。
- 3 乙は、前2項に規定する説明、報告及び確認の実施について、甲に対して協力を行うとともに、自ら説明若しくは報告を行い、又は必要に応じ「建設企業」をして必要かつ合理的な説明を行わせるものとする。
- 4 前3項に規定する説明又は確認の実施の結果、「建設工事」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」若しくは「民間事業者提案」に従っていない又は本契約、「入札説明書等」、「設計図書」及び「民間事業者提案」に規定する仕様又は水準を満たさないと甲が判断した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 5 甲は、乙から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

（中間検査）

第32条 乙は、「新施設」の「建設工事」が「設計図書」等に従い実施されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間検査を実施しなければならない。乙は、中間検査の結果を検査終了後速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 中間検査の結果、「建設工事」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」若しくは「民間事業者提案」に従っていない、又は「要求水準書」の要求水準を満たさないと甲が判断した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができる。
- 3 乙は、中間検査の結果、「建設工事」の状況が本契約、「入札説明書等」、「設計図書」若しく

は「民間事業者提案」に従っていない、又は「要求水準書」の要求水準を満たさないと自ら判断した場合、又は前項に従い是正の求めを受けた時には、自己の費用と責任において必要な補修、改造工事などを実施しなければならない。

- 4 乙は、前項の補修、改造工事等を実施するときは、あらかじめ甲に是正計画を提出し、その内容について甲の確認を受けなければならない。

(乙のモニタリング)

第33条 乙は、前条の中間検査によるほか、常に「建設工事」の状況を把握していなければならない。本契約、「要求水準書」、「設計図書」又は「民間事業者提案」に従った「建設工事」の実施ができないとき、又はできないことが見込まれるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項により甲に通知を行う場合、通知と同時に又は通知後速やかに、自ら適当と認める対処方法を甲に提示し、甲と協議しなければならない。

第3節 工事の完了等

(乙の完成検査)

第34条 乙は、「新施設」（「新本館・研究棟等」、「新外構施設等」それぞれを対象とする。以下本章及び次章において同じ。）が完成した後速やかに、自己の責任において、「新施設」の完成検査を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する完成検査への立会いを求めることができる。但し、甲は、かかる立会の実施を理由として何らの責任を負担するものではない。
- 3 乙は、完成検査に対する甲の立会いの実施の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を仮使用の承認その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、「完成予定日」までに報告しなければならない。
- 4 乙は、「新施設」の工事完成時には施工記録を用意して、現場で甲の確認を受けなければならない。

(甲の完工確認)

第35条 甲は、前条第3項の報告を受けてから14日以内に、「新施設」の完工確認を行う。確認に際して、乙は、現場説明、資料提供等により、甲に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める完工確認により「新施設」が本契約、「要求水準書」、「設計図書」及び「民間事業者提案」どおりに建設されかつ「施設備品」が設置されており、「要求水準書」の要求水準を満たすものと認めるときは、次条第1項に従い、乙に対して完工確認を通知する。
- 3 甲は、「新施設」が本契約、「設計図書」及び「民間事業者提案」どおりに建設されていない、又は「施設備品」が整備されていないと認めるとき、又は「要求水準書」の要求水準を満たさないと認めるときは、不備、不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて乙に対しその是正・修補を求めることができる。
- 4 乙は、前項の規定により甲から修補等を求められた場合には、速やかに修補等を行い、その完了後、あらためて甲の確認を受けなければならない。この場合には、第1項に掲げる期限の定めは適用せず、甲及び乙は速やかに手続を行わなければならない。

- 5 前項に規定する修補等の結果、「新施設」の引渡しが遅延した場合は、第42条第7項の規定を適用する。

(甲による完工確認の通知)

第36条 甲は、「新施設」の完工確認を実施した後又は前条第4項に定める再完工確認を実施した後、「引渡予定日」までに、乙に対して完工確認の通知を行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する完工確認の通知を行ったことを理由として、「建設工事」及び「維持管理業務」の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、また、乙は、その提供する「維持管理業務」が「要求水準書」の要求水準に満たなかった場合において、甲が前項に規定する完工確認の通知を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第4節 工期の変更等

(工期の変更等)

第37条 甲の責めに帰すべき事由又は「不可抗力」により「新施設」の完成の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、「完成予定日」及び「引渡予定日」を変更することができる。

(工期の変更等に係る費用負担)

第38条 乙の責めに帰すべき事由により「完成予定日」及び「引渡予定日」が変更されたことに伴い甲に損害が発生した場合は、乙は、甲に発生した損害額に相当する金額を甲に支払う。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により「完成予定日」及び「引渡予定日」が変更され、乙に増加費用が発生した場合は、甲は、合理的な範囲で乙が負担した増加費用を乙に支払う。
- 3 「法令等」の変更により「完成予定日」及び「引渡予定日」が変更され、乙に増加費用が発生した場合は、第82条の定めるところに従うものとする。
- 4 「不可抗力」により「完成予定日」及び「引渡予定日」が変更され、乙に増加費用が発生した場合は、第84条の定めるところに従うものとする。

第5節 損害の発生等

(第三者に対する損害賠償)

第39条 「建設工事」の実施に際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故・紛争等が発生した場合、乙は、速やかに甲に内容を報告するとともに、自己の責任において解決にあたるものとする。この場合、乙は甲と密接に協議して対応しなければならない。

- 2 「建設工事」の実施により第三者に損害を生じさせた場合には、乙がその損害を賠償しなければならない。但し、その損害(第86条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。
- 3 甲は、第2項本文に規定する損害を甲が第三者に対して賠償した場合、その状況を乙に対して通知の上、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、賠償した金額を求償するものとする。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

(「不可抗力」による損害)

第40条 乙が「新施設」の引渡しを行う前に、「不可抗力」により、「新施設」あるいは現場に搬入済みの資材等に損害が生じた場合、乙は、当該事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、甲は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害(乙が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、別紙10第1項の定めるところに従い、甲及び乙が負担する。

第5章 「新施設」の引渡し

(所有権の移転)

第41条 乙は、甲から第36条第1項に規定する「新施設」の完工確認の通知を受領し、「引渡予定日」に(但し、甲の完工確認の通知が当初の「引渡予定日」より遅延した場合は完工確認後速やかに)「新施設」及び第30条により設置した「施設備品」の所有権を甲に移転し、「完成図書」及び「施設備品台帳」とともに「新施設」及び「施設備品」を甲に引き渡す。乙は、「新施設」及び「施設備品」について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転するものとする。

(引渡しの遅延)

第42条 乙は、「新施設」の引渡しの遅延が見込まれる場合には、「新本館・研究棟等」及び「新外構施設等」それぞれの「引渡予定日」の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を甲に通知しなければならない。第35条第4項による修補を行う必要から遅延が見込まれる場合は、遅延の原因及びその対応計画を速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する対応計画において、「新施設」の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される「維持管理期間」の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 乙は、「新本館・研究棟等」及び「新外構施設等」それぞれの「引渡予定日」の30日前の日以降に「新施設」の引渡しの遅延が見込まれることになったときは、速やかに甲にその旨を通知し、その対応について甲と協議しなければならない。
- 4 甲の責めに帰すべき事由によって「新施設」の引渡しが遅延する場合、甲は、当該遅延への対応に要する合理的な追加的な費用(第86条に規定する保険の保険金により填補されるものを除く。以下本条において同じ。)を負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 5 「法令等」の変更によって「新施設」の引渡しが遅延する場合、別紙9に定めるところにより、甲又は乙が当該遅延への対応に要する追加的な費用を負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 6 「不可抗力」によって「新施設」の引渡しが遅延する場合、別紙10に定めるところにより、甲及び乙が当該遅延への対応に要する追加的な費用を負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 7 乙の責めに帰すべき事由によって「新施設」の引渡しが遅延する場合、乙は、当該遅延への対応に要する費用を負担する他、「新本館・研究棟等」及び「新外構施設等」それぞれの「引

渡予定日」から実際に乙が甲に「新施設」を引き渡した日までの日数に応じ、次の各号の額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、甲は、当該遅延について遅延損害金を超える損害賠償請求を妨げられない。

- (1) 「新本館・研究棟等」の引渡しの遅延につき、「サービス購入料A」から「新本館・研究棟等」の出来形部分に相応する「施設整備費相当分」を控除した額（消費税及び地方消費税を含み、1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に、遅延日数に応じ、年14.5%の割合で計算した額
- (2) 「新外構施設等」の引渡しの遅延につき、「サービス購入料B」から「新外構施設等」の出来形部分に相応する「施設整備費相当分」を控除した額（消費税及び地方消費税を含み、1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に、遅延日数に応じ、年14.5%の割合で計算した額

（かし担保）

第43条 甲は、「新施設」（「施設備品」を含む。以下本条において同じ。）にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求に代え損害賠償を請求するものとする。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第41条の規定による「新施設」の引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。但し、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合は、当該請求を行うことができる期間は10年とする。
- 3 甲は、「新施設」の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。但し、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 甲は、「新施設」が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 乙は、本条の乙の債務を保証する保証書を「建設企業」から徴求し「新施設」の甲への引渡しするときまでに甲に差し入れなければならない。保証書の様式は、別紙5に定める様式による。
- 6 乙は、前項の保証については、「施設備品」に係るかし担保の保証を「建設企業」の保証対象から除き、「施設備品」の調達業務を担当する企業から、保証対象を「施設備品」のかし担保責任とし、その他は別紙5の内容と同一の保証書を徴求して、「施設備品」の甲への引渡しするときまでに甲に差し入れることができるものとする。

（完了検査）

第44条 乙は、「本施設」の完了検査の手続きを行い、検査済証の交付を受け、これを甲に提出しなければならない。

第6章 「本施設」の維持管理

第1節 総則

(総括責任者及び業務責任者)

第45条 乙は、「維持管理業務」に関し、業務を総合的に把握し甲との調整を行う総括責任者及び維持管理業務の管理及び点検等を行う業務責任者を定め、「維持管理業務」の開始予定日の30日前までに、甲にその氏名、所属等を報告しなければならない。総括責任者及び業務責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を甲に報告しなければならない。

(「維持管理業務仕様書」)

第46条 乙は、「維持管理期間」の開始の3か月前までに、「維持管理期間」全般にわたる「維持管理業務」に係る業務の実施方法、仕様等を定めた「維持管理業務仕様書」を作成し、甲に提出し承諾を得なければならない。

2 乙は、前項に従い甲に提出した「維持管理業務仕様書」の内容を変更する場合は、事前に変更内容を甲に説明し、且つ変更後の「維持管理業務仕様書」を甲に提出しなければならない。

(「維持管理業務計画書」)

第47条 乙は、「維持管理業務」に関し、各「事業年度」の「維持管理業務計画書」を作成し、当該「事業年度」が開始する1か月前までに、甲に提出し承諾を得なければならない。

2 乙は、甲に提出済の「維持管理業務計画書」の内容を変更するときは、事前に変更内容を甲に説明し、かつ変更後の「維持管理業務計画書」を甲に提出しなければならない。

(仕様書及び計画書の見直し等)

第48条 乙は、第55条の自己モニタリングにより、「本施設」の維持管理状況を把握した上で、「要求水準書」に規定されている業務水準及び施設の事業目的が適切に実現されているか否かにつき、常に検討したうえで、適用されている「維持管理業務仕様書」及び「維持管理業務計画書」の変更が必要又は望ましいと認めるときは、第46条第2項又は前条第2項の規定により、それらの内容を速やかに変更しなければならない。

2 乙は、「維持管理業務」の実施状況又はその結果が「要求水準書」に規定された業務の水準に達しない場合において、単に「維持管理業務仕様書」又は「維持管理業務計画書」に従ったことのみを持ってその責任を免れることはできない。

(従事職員)

第49条 乙は、「新本館・研究棟等」の「引渡予定日」の前までに、「維持管理業務」に従事する者(以下本条で「従事職員」という。)の名簿を甲に対して提出しなければならない。また、乙は、従事職員に異動があった場合、その都度、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を、甲に提出し承諾を得るものとする。

(見学者対応等)

第50条 甲は、あらかじめ定められた手続により、「本施設」の見学希望者の受付等「本施設」の見学希望者の対応業務を適切に行うものとし、見学日程等については、乙と協議のうえこれを定めるものとする。

2 乙は、「維持管理業務」の障害とならない限り、甲が行う「本施設」の見学者への対応に協力

して施設見学者への説明等を行うものとし、かつ、見学者が安全に見学できるように配慮するものとする。

(近隣対策)

第51条 乙は、自己の責任及び費用において、「維持管理業務」を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとし、甲は乙に対して合理的な範囲内で必要な協力を行う。

2 乙は、周辺住民から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切な一次対応（「本施設」での受付、状況確認等、甲への取次ぎ・報告などを含むが、それらに限られない。）をとるとともに速やかに甲に取次報告する。

(非常時又は緊急時の対応等)

第52条 乙は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、「維持管理業務仕様書」に基づき、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関に報告するものとする。

2 乙が「本施設」の不具合及び故障等を発見した場合、又は甲により「本施設」の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合、乙は、直ちに甲と協議のうえで発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、乙は、速やかに適切な応急処置を行ったうえで、甲に報告するものとする。但し、軽微なものについては、その直後に提出される「業務報告書」の提出をもって甲に対する報告に代えることができるものとする。

(第三者による実施)

第53条 乙は、「維持管理業務」を●に実施させなければならない。乙は、事前に甲の承諾を得た場合を除き、上記以外の者にその業務を実施させてはならない。

2 乙は、「維持管理業務」の一部を前項の者以外の第三者に実施させる場合には、かかる「維持管理業務」の一部を実施させる第三者の商号、住所その他甲が別途定める事項を、甲に事前に通知し、承諾を得なければならない。前項に記載の者から委託等を受けた当該実施者がさらに別の者に委託等をする場合も同様とする。

3 乙が「本施設」の「維持管理業務」の全部又は一部を第1項記載の者及びその他の第三者（当該第三者から委託等を受けて実施する者等を含む。本項において以下同様とする。）に実施させる場合、すべて乙の責任において行うものとし、「維持管理業務」に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(第三者に及ぼした損害等)

第54条 乙が「維持管理業務」を実施するに際し、何らかの損害を第三者に生じさせる可能性のある事故・紛争等が発生した場合、乙は、速やかに甲に内容を報告するとともに、自己の責任において解決にあたるものとする。この場合、乙は甲と密接に協議して対応しなければならない。

- 2 乙が「維持管理業務」の実施により第三者に損害を及ぼした場合、乙は当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、当該損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。
- 3 「維持管理業務」の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、乙が第三者に対して損害を及ぼした場合も前項と同様とする。
- 4 甲は、第2項本文に規定する損害を甲が第三者に対して賠償した場合、乙に対して当該賠償した金額（但し、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。）を求償するものとする。乙は、甲からの請求を受けた場合には速やかに支払わなければならない。

（自己モニタリング）

第55条 乙は、常に「本施設」の維持管理状況を把握し、何らかの理由で本契約、「要求水準書」、「維持管理業務仕様書」、「維持管理業務計画書」若しくは「民間事業者提案」に従った「維持管理業務」の実施ができないとき、又は「要求水準書」、「維持管理業務仕様書」、「維持管理業務計画書」若しくは「民間事業者提案」に規定された水準若しくは仕様が達成出来ない場合、又はそれらの事態が生じるおそれを認める場合、その理由及び対処方法等を直ちに甲に報告しなければならない。

（甲によるモニタリング）

第56条 甲は、「維持管理期間」中、「本施設」の維持管理状況について、別紙6に規定されるモニタリングを実施する。

- 2 乙は、前項に規定するモニタリングの実施につき、甲に対して可能な限り協力を行わなければならない。
- 3 第1項に規定するモニタリングの結果、「本施設」の維持管理状況が、本契約、「入札説明書等」、「民間事業者提案」、「維持管理業務仕様書」又は「維持管理業務計画書」の内容を満たしていないことが判明した場合、又は「維持管理業務要求水準」が達成されていない場合、甲は、別紙6に規定された措置（是正の勧告、違約金の徴収等を含む。）をとるものとする。
- 4 甲は、本条に規定するモニタリングの実施を理由として、「本施設」の「維持管理業務」の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

（「業務報告書」の提出）

第57条 乙は「維持管理業務」に関し、業務の履行状況等について、「要求水準書」に従い、甲に報告し、その他各種の書類を甲に提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第58条 乙は、本契約の履行に伴い個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）を適用し、これらの規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱わなければならない。

第2節 「本施設」の維持管理

（維持管理の実施）

第59条 乙は、「本施設」について「維持管理業務」を実施する。

2 乙は、「本施設」を甲に引渡したときから、「本施設」を自己の責任及び費用において、本契約、「入札説明書等」、「維持管理業務仕様書」、「維持管理業務計画書」及び「民間事業者提案」に従って、「本施設」の「維持管理業務」を遂行するものとする。

(修繕計画書)

第60条 乙は、本契約、「要求水準書」及び「民間事業者提案」に基づき、本契約の契約期間にわたる「計画修繕」に関する長期修繕計画書を作成し、第41条の「完成図書」と共に甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項により甲に提出した長期修繕計画書に従って「計画修繕」を実施しなければならない。

3 乙は、長期修繕計画に従ったことのみをもって、「維持管理業務要求水準」の未達の責任を免れることはできない。乙は、常に「本施設」の維持管理状況を把握し、長期修繕計画の変更が必要な場合、速やかに変更し、変更後の長期修繕計画を甲に提出しなければならない。

(「本施設」の修繕)

第61条 乙は、本契約、「要求水準書」、「維持管理業務仕様書」及び「維持管理業務計画書」に基づき、「本施設」の修繕を自己の責任及び費用において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、甲の責めに帰すべき事由により「本施設」の修繕を行った場合、甲はこれに要した費用を負担する。また、かかる修繕に伴い乙に追加的な費用が発生するときは当該追加的な費用は甲が負担するものとして、「サービス購入料C」を増額するものとし、乙に費用の減少が生じたときは「サービス購入料C」の支払額を減額する。

3 乙が「維持管理業務計画書」にない修繕又は「本施設」に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承諾を得るものとする。

4 乙は、「本施設」の修繕を行った場合、必要に応じて当該修繕を「完成図書」に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に対して提出しなければならない。

第7章 「サービス購入料」の支払

(「サービス購入料」の支払)

第62条 甲は、本契約の規定に従い、乙に対して、本契約の履行の対価として、別紙7に定める金額及びスケジュールに従い、「サービス購入料A」、「サービス購入料B」及び「サービス購入料C」を支払うものとする。

(「サービス購入料」の支払手続)

第63条 「サービス購入料A」に含まれる費用の中で「新本館・研究棟等」の引渡し後から供用開始までの維持管理に係る業務を除く費用（以下「施設整備に係る「サービス購入料A」という。）については、別紙7に定めるところに従い、乙は、甲に「新本館・研究棟等」を引き渡した後、甲に支払を請求することができるものとし、甲は請求書の受領後40日以内に支払う。

- 2 「サービス購入料A」に含まれる費用の中で「新本館・研究棟等」の引渡し後から供用開始までの維持管理に係る業務費用（以下「維持管理に係る「サービス購入料A」という。）については、別紙7に定めるところに従い、乙が実際に実施した業務につき甲の確認又はモニタリングの後、甲から通知を受けた確認又はモニタリングの結果に基づき請求書を作成して甲に提出するものとする。甲は、請求書の受領後30日以内に支払うものとする。
- 3 「サービス購入料B」については、別紙7に定めるところに従い、乙は、甲に「新外構施設等」を引き渡した後、甲に支払を請求することができるものとし、甲は請求書の受領後40日以内に支払う。
- 4 「サービス購入料C」については、別紙7に定めるところに従い、乙が実際に実施した業務につき甲の確認又はモニタリングの後、甲から通知を受けた確認又はモニタリングの結果に基づき請求書を作成して甲に提出するものとする。甲は、請求書の受領後30日以内に支払うものとする。

（「サービス購入料」の改定）

第64条 第62条の規定にかかわらず、業務に対する「サービス購入料」の支払額は、別紙8の定めるところに従い、改定する。

（是正及び違約金）

- 第65条 別紙6のモニタリングにより、「維持管理業務」について、「要求水準書」、「維持管理業務仕様書」、「維持管理業務計画書」又は「民間事業者提案」に示される仕様又は水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は別紙6に従い、乙に対して当該事項の是正勧告等を行うことができるものとし、また、乙から違約金を徴収することができるものとする。
- 2 前項による違約金の徴収等は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、当該違約金を損害賠償の予定と解してはならない。

（違約金の納付方法）

- 第66条 乙は、前条の違約金について、甲の納付書の受領後30日以内に、納付書に指示された方法により、甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の期間内に前項の違約金を支払わないときは、乙に対して支払うべき「サービス購入料」があるときは、「サービス購入料」から控除する方法で、これを徴収することができるものとする。

（「サービス購入料」の返還）

- 第67条 「業務報告書」に不実の記載があることが判明した場合、乙は、当該不実の部分を訂正し、改めて甲に「業務報告書」を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項により提出を受けた「業務報告書」に基づき、別紙6のモニタリングを実施する。モニタリングの結果、乙が違約金を支払う場合においては、不実の記載がなければ乙に違約金の支払いを請求できたときから甲に違約金を支払うまでの期間に応じ年2.9%の割合により算出した違約金を付して、甲に違約金を支払わなければならない。但し、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

(特別措置等による「サービス購入料」の減額)

第68条 将来の技術革新(乙自らの創意工夫によると認められない場合)、「法令等」の変更により、「要求水準書」又は「民間事業者提案」の変更が可能となり、当該変更によって「サービス購入料」の減額が可能な場合において甲の申し出があったとき、甲及び乙は、協議により「要求水準書」又は「民間事業者提案」について必要な変更を行い、「サービス購入料」を減額するものとする。

2 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置(乙の税の軽減を目的とする措置を含む。)が生じた場合、甲と乙とは、「サービス購入料」の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、「サービス購入料」を減額するものとする。

第8章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第69条 本契約の契約期間は、契約締結日から平成46年3月31日までとする。

(期間満了時の「本施設」の状態)

第70条 乙は、前条の契約期間の満了時において、「本施設」が「要求水準書」に規定された状態を満足するようにしたうえ、「維持管理業務」を甲又は甲の指示する者に引き継がなければならない。

2 乙は、前条の契約期間満了時にあたり、「本施設」が「要求水準書」に規定された契約期間終了時の状態を満足していることについて、あらかじめ甲と協議のうえ日程を定め、甲の確認を受けなければならない。

(その他の契約終了時の事務)

第71条 乙は、本契約が終了した場合において、「本施設」内の乙のための提供施設等に乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(乙の業務を受託し又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件等を直ちに撤去し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、本契約が終了する場合には、甲又は甲の指示する者に、必要な引継ぎを行わなければならない。

3 乙は、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、本契約及び「要求水準書」の規定に拘わらず、前条及び本条第2項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日以内に、「業務報告書」等を甲に提出しなければならない。

(甲の事由による解除権)

第72条 甲は、「本事業」の必要がなくなった場合、「本施設」の転用が必要となった場合には、180日以上前に乙に通知することにより、本契約を解除することができる。但し、次の各号に掲げるとおりとする(以下第73条、第74条及び第75条において同じ。)

(1)「新本館・研究棟等」の引渡し後「新外構施設等」の引渡し前の場合は「新外構施設等」

の建設工事及び「維持管理業務」に関する部分のみを解除することができるものとする。

- (2) 「新外構施設等」の引渡し後は「維持管理業務」に関する部分のみを解除することができるものとする。

(乙の事由による解除権)

第73条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲は、特段の催告をすることなく、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、設計又は「建設工事」に着手すべき時期を過ぎても、設計又は「建設工事」に着手しないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、「新本館・研究棟等」又は「新外構施設等」の「完成予定日」から90日が経過しても、「新本館・研究棟等」又は「新外構施設等」が完成しないとき、又はその見込みが明らかでないとき。
 - (3) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
 - (4) 乙が、本契約及び「要求水準書」に基づき甲に提出した報告書又は計算書若しくは乙の甲への報告内容に著しい脱漏等があった場合。
 - (5) 基本協定が解除された場合。
 - (6) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと甲が判断したとき。
- 2 第1項及び第4項に規定されるもの以外で、乙が正当な理由なく本契約上の義務を履行せず、かつ、甲が相当の期間を定めて催告してもなお乙が履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。
- 3 乙の破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する手続の開始の申立があったときは、甲は、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙が実施する「維持管理業務」の水準が「維持管理業務要求水準」を満たさない場合には、別紙6に規定される所に従って本契約を解除することができる。

(「法令等」の変更又は「不可抗力」の場合の解除権)

第74条 第82条第1項又は第84条第1項の協議が調わず、「法令等」の新設又は改正等により「本事業」の継続の可能性が失われたと認められる場合又は「不可抗力」により「本施設」の損傷又は長期間にわたる事業停止等が生じ、その修復が困難なため、「本事業」の継続の可能性がないと認められる場合には、甲又は乙は、協議の上、本契約を解除することができる。

(甲の債務不履行による解除等)

第75条 甲が本契約に基づいて支払うべき「本事業」の対価及びその他の金銭の支払を遅延した場合若しくは甲がその他の本契約上の重要な義務に違反した場合で、乙による通知の後60日以内に支払わず又は当該違反を是正しない場合、乙は本契約を解除することができる。

- 2 第72条又は前項により本契約が解除された場合、甲は、解除により乙に生じた損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。

(引渡し前の解除の効力)

第76条 第72条、第74条又は第75条の規定により本契約が解除された場合で、「新施設」及び

「施設備品」が第 41 条の引渡し前の場合、甲は、自己の責任及び費用により、「建設工事」の既履行部分並びに「新施設」の出来形部分（設計及び「施設備品」の出来形部分を含む。以下この条において同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）を「サービス購入料 A」及び「サービス購入料 B」の範囲内の金額で乙より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、甲は、必要と認めるときは、その理由をあらかじめ乙に通知の上、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 第 73 条各項の規定により本契約が解除された場合で、「新施設」及び「施設備品」が第 41 条の引渡し前の場合、甲が「建設工事」の既履行部分及び「新施設」の出来形部分を利用する場合には、甲は、乙の費用により、当該既履行部分及び当該出来形部分を検査し、合格部分を「サービス購入料 A」及び「サービス購入料 B」の範囲内の金額で乙より買い受け、その引渡しを受けることができる。
- 3 第 73 条各項の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分の対価を一括又は本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 4 第 72 条又は第 75 条の規定に基づき本契約が解除された場合において、甲が第 1 項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、甲は、合格部分の対価及び第 75 条第 2 項に規定する賠償額の総額を、乙に対して支払う。
- 5 第 74 条の規定により本契約が解除された場合において、甲が第 1 項の規定により合格部分の引渡しを受けたとき、甲は、合格部分の対価を、乙に対して支払う。

（引渡し後の解除の効力）

第 77 条 「新施設」及び「施設備品」の引渡し後に第 72 条、第 73 条各項、第 74 条又は第 75 条の規定により本契約が解除された場合（第 72 条から第 75 条までの各規定により「維持管理業務」に関する部分のみを解除する場合を含む。以下本条において同じ。）、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲は、「新施設」及び「施設備品」の所有権を引き続き保有するものとする。

- 2 甲は、第 1 項に掲げる規定により本契約が解除された日から 15 日以内に「本施設」の現況を検査するものとし、当該検査により、「本施設」に乙の責めに帰すべき事由による損傷等を認め、若しくは前項による使用開始の状態への復旧が不十分と認めるときは、甲は、乙に対してその修繕、補修等を求めることができる。この場合において、乙は、必要な修繕、補修等を実施した後、速やかにその旨を甲に通知し、甲は、当該通知の受領後 10 日以内に当該修繕、補修等の完了の検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の手續終了後速やかに「本施設」に係る「維持管理業務」を甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。
- 4 第 72 条、第 74 条又は第 75 条の規定により本契約が解除され、前項の規定に従い甲又は甲の指定する者が「維持管理業務」の引継ぎを受けた場合、甲は、「サービス購入料 A」及び「サービス購入料 B」の未払いの部分解除前のスケジュールに従って乙に支払うとともに、第 72 条又は第 75 条による解除の場合は、第 75 条第 2 項に規定する損害額の総額を乙に対し支払うものとする。

（違約金等）

第78条 第73条各項の規定により契約が解除された場合（同条により「維持管理業務」の部分のみが解除された場合も含む。）においては、乙は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 「新本館・研究棟等」の引渡し前に解除された場合

「施設整備費相当分」（但し消費税及び地方消費税を含む金●円とする。）の総額の10%に相当する額

(2) 「新本館・研究棟等」の引渡し後「新外構施設等」の引渡し前に解除された場合

「サービス購入料B」及び「サービス購入料C」、並びに契約解除の時点で支払いを終えていない維持管理に係る「サービス購入料A」の合計額（但し消費税及び地方消費税を含む金●円とする。）の総額の10%に相当する額

(3) 「新外構施設等」の引渡し後に解除された場合

「サービス購入料C」のうち契約解除の時点で支払いを終えていない金額の10%に相当する額（但し消費税及び地方消費税を含む。）

2 乙は、第73条各項に基づく解除に起因して甲が被った損害額が第1項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、履行保証保険契約の保険金を受領したときは、これをもって前項の違約金に充当することができるものとする。

（保全義務）

第79条 乙は、契約解除（「維持管理業務」の部分のみが解除された場合を含む。）の通知の日から第76条第1項又は第2項の引渡し若しくは第77条第3項による「維持管理業務」の引継ぎ完了のときまで、「本施設」について自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第80条 乙は、甲に対し、第76条第1項又は第2項の引渡し若しくは第77条第3項による「維持管理業務」の引継ぎ完了と同時に、「設計図書」、「完成図書」等「本施設」の建設及び修補に係る書類その他「本施設」の建設及び維持管理に必要な書類等の一切を引渡ししなければならない。但し、乙が既に甲に対して引渡ししている書類についてはこの限りではない。

2 甲は、第1項に従い引渡しを受けた図書等について、「本施設」の維持管理のために無償で使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲による係る図書等の使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

第9章 「法令等」の変更

（通知等）

第81条 本契約の締結後に「法令等」が変更され、又は新設されたことにより、「本施設」を「設計図書」に従い整備できなくなった場合、本契約若しくは「入札説明書等」で提示された条件に従って「維持管理業務」を実施できなくなった場合又は本契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲

に対して通知するものとする。但し、既に第 11 条の協議の対象となっているものについては、この限りではなく、本章の規定は適用しない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己の義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び追加的な費用の負担等)

第82条 甲が乙から前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該「法令等」の変更又は新設（以下「法令変更」という。）に対応するために速やかに「本施設」の設計・建設、本契約及び「要求水準書」の変更並びに追加的な費用の負担等について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更に係る「法令等」の公布日から 120 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い「本事業」を継続するものとする。この場合において追加的な費用の負担は、別紙 9 に定める負担割合によるものとする。

第10章 「不可抗力」

(通知の付与)

第83条 本契約の締結後に「不可抗力」により、「本施設」を「設計図書」に従い整備できなくなった場合、本契約若しくは「入札説明書等」で提示された条件に従って「維持管理業務」を実施できなくなった場合又はその他本契約に基づく履行ができなくなった場合若しくは本契約の履行のために追加的な費用が必要であると判断した場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを甲に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた時以降において、本契約に基づく自己の義務が「不可抗力」により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

(協議及び追加的な費用の負担等)

第84条 甲が乙から、前条第 1 項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該「不可抗力」に対応するために速やかに「本施設」の設計・建設、本契約、「要求水準書」の変更及び追加的な費用の負担等について協議しなければならない。但し、既に第 11 条の協議の対象となっているものについては、この限りではなく、本章の規定は適用しない。

- 2 前項の協議にかかわらず、当該「不可抗力」が生じた日から 60 日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は、当該「不可抗力」に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合において、「不可抗力」による損害及び追加的な費用の負担等は、別紙 10 に定める負担割合によるものとする。

(「不可抗力」への対応)

第85条 「不可抗力」により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は「本施設」に重大な損害が発生した場合、乙は、当該「不可抗力」の影響を早期に除去すべく、「要求水準書」で求める範囲内で対応を行うものとする。

2 前項の対応に要する費用は乙の負担とし、前条第2項の損害又は追加的な費用には該当しないものとする。

第11章 保険

(保険加入義務)

第86条 乙は、「建設工事」に関しては、「建設企業」に対し、建設中の物件の保全に関する保険及び工事に起因する第三者賠償責任保険に加入するよう義務づけなければならない。但し、乙がかかる保険に加入する場合は、この限りではない。

2 乙は、「新本館・研究棟等」の引渡し後本契約終了時まで、第三者賠償責任保険に加入しなければならない。但し、乙から「維持管理業務」を一括して委託された第三者が同様の保険に加入した場合は、この限りでない。

3 乙は、前項に定める保険のほか、「民間事業者提案」に従い保険に加入し、又は第三者をして加入させなければならない。

4 乙又は第三者が、前3項の規定により保険契約を締結(更新を含む。)したときは、乙はその証券を直ちに甲に提示し、その写しを提出しなければならない。

5 第1項から第3項の規定に従い乙が加入し、又は第三者に加入させるべき保険の詳細は別紙11のとおりとする。

第12章 その他

(乙の権利義務の譲渡)

第87条 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、本契約上の地位及び本契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分(譲渡予約権の設定を含む。)をしてはならない。

2 乙は、事前に甲の承諾を得なければ、合併、株式交換・移転、会社分割、営業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行並びに資本増加についても、同様とする。

3 甲は、前2項に定める行為が、乙の経営若しくは「本事業」の安定性を阻害し、又は甲の「本事業」に関与することが適当でない者が参加することとなると認める場合には、承諾を与えないことができる。

(乙の兼業禁止)

第88条 乙は、本契約の履行以外の業務を行ってはならない。但し、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(経営状況の報告)

第89条 乙は、本契約の終了にいたるまで、各「事業年度」の●月までに、翌年度の予算の概要を甲に提出しなければならない。

2 乙は、本契約の終了にいたるまで、各「事業年度」ごとに、会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類をいう。）及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しを、当該「事業年度」の最終日から 3 か月以内に、甲に提出しなければならない。

（遅延利息）

第90条 甲又は乙が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、甲又は乙は、未払額につき遅延日数に応じ、年 2.9%の割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に請求することができる。但し、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

（守秘義務）

第91条 甲及び乙は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方（本条において以下「情報開示者」という。）の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理していることを相手方に明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(1) 「本事業」に関して、乙の株主及び乙に融資を行う金融機関に対し開示する場合

(2) 前号のこれらの者に、「本事業」に関して助言を言う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合

(3) 「本事業」に関して、甲に対して、「本事業」に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合

(4) 甲が定める情報公開条例その他の「法令等」の適用を受ける場合

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

(1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報

(2) 第三者から正当に入手した情報

(3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報

(4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後もその効力を有するものとする。

（著作権の帰属等）

第92条 甲が、「本事業」の入札手続において及び本契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、甲に帰属する。

（著作権等の利用等）

第93条 甲は、「成果物」及び「本施設」について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 「成果物」及び「本施設」のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利（次条にお

いて「著作権の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が「成果物」及び「本施設」を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者(甲を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく「成果物」の全部若しくは一部又は「本施設」の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 「成果物」を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) 「本施設」の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして「成果物」について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 「本施設」を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 「本施設」を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 「成果物」及び「本施設」の内容を公表すること。

(2) 「本施設」に乙又は「民間事業者」の実名又は変名を表示すること。

(3) 「成果物」を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第94条 乙は、自ら又は著作権者をして、「成果物」及び「本施設」に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第95条 乙は、「成果物」及び「本施設」が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、「成果物」又は「本施設」が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(工業所有権)

第96条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第13章 協議会

(協議会の設置)

第97条 甲及び乙は、必要と認めるときは、「本事業」の実施に関する協議を行うことを目的として、協議会を設置することができる。

第14章 雑則

(甲の支払)

第98条 甲は、本契約に基づいて乙に金銭を支払う場合において、乙が甲に対して期限の到来している債務を負担しているときは、当該債務の金額を控除したうえで乙に対する支払を行うことができる。

(疑義に関する協議)

第99条 甲及び乙は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(裁判管轄)

第100条 この契約に関する訴の管轄は、愛知県庁所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

(以下余白)